

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年五月一日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

奈良県人事委員会規則第一号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二第一項第三号中「であつて、これらの期間が二以上の月にわたることとなるとき。」を「（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第十二条の四第二項において「派遣等となつた場合」という。）」に改める。

第十二条の四第二項を次のように改める。

2 月の中途において派遣等となつた場合（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）には、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月）から開始する。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の通勤手当に関する規則の規定は、令和二年四月一日から適用する。

（支給単位期間に係る経過措置）

2 この規則の適用の日前にこの規則による改正前の通勤手当に関する規則第十二条の二第一項第三号に掲げる事由に該当した職員の支給単位期間の開始については、なお従前の例による。